

茅野市立東部中学校いじめ防止ガイドライン

【概要版】

平成29年3月制定
令和元年6月改訂
令和3年12月改定
令和4年6月21日改案

◇学校長より

本校では「豊かな人間性と創造性を培う教育」を学校目標に掲げ、子ども達の安全・安心を第一に考えた学校づくりに取り組んでいます。特に「いじめ」に関わる事案については、その未然防止に重きを置き「人間関係づくりの時間」「ネットモラルの時間」を年間通して実施する等、予防的な取り組みを進めています。そのような取り組みと共に「茅野市立東部中学校いじめ防止ガイドライン」を制定し、いじめ防止に取り組んでいきます。

1. 学校の基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校 在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

(2) 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方 基本方針

本校では、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。生徒の内発的な力を活かし、それを「教師力」「保護者力」「地域力」「外部力」で支えながら安心・安全な学校づくりを進め、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

- いじめはどこにでも起きるという認識を持ち、全職員が学校生活の中で生徒の様子を観察する。早期発見、早期対応に努め、年間を通じて放課後にいしづえタイム（相談の時間）を位置づけ気軽に相談できる体制を構築する。相談窓口の複数設置と周知。
- 年間を通して、水曜日に人間関係づくりの時間やネットモラルの時間を位置づけ、好ましい人間関係の構築やSNS等の使用に起因したトラブルの防止に努める。
- 学校生活アンケート（いじめや悩んでいること、困っていることのアンケート）を2ヶ月に1度全校で実施し情報の収集に努める。
- いじめを認知した場合は、校長を中心に情報収集を行い。実態を把握した上で、全校体制で対応する。
- いじめを受けた生徒・保護者の心情に寄り添い、相談をしながら改善に向けての対応を行う。
- 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者（以下「被害生徒・保護者」という。）のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。

- 学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害児童生徒・保護者に対して 調査の結果について適切に説明を行う。
- 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識する。学校として、調査により膚を出し切り、いじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつ。重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会（「子ども・家庭支援拠点(育ちあいの)」）への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

2. いじめ対策委員会の設置

(1) 組織

子どもサポートコーディネーター、生徒指導主事、各学年(副)主任、養護教諭、特別支援コーディネーター(特支担任)、相談員、サポートルーム職員、教頭

(2) いじめ対策

① ねらい

いじめの起きにくい学年、学級づくり、自己有用感の滋養。

いじめや、差別的言動等について、対処療法ではなく、目の前の子ども達の内面を理解し、問題行動を示す前に、適切な援助をするとともに、心の育ちの状況を的確に把握しながら、心を育てる活動や援助に全力を尽くす。

② 指導計画

ア 日頃より、教師自身が、生徒の心の育ち状況や心の揺れを感じとれるように努力する。

(毎回学年会で話題にする)

イ 日頃からふれあいを大切にしていく。

ウ 生徒の動きから感じとる。(生活ノートや客観的資料からの感想等から)

エ 予想される問題行動についての予防的、啓発的対策を行う。

オ 道徳や人権教育の充実を日頃より大切にしていく。(いしづえの時間の運用)

カ 気になる子どもに対し、全職員が足並みをそろえて指導する。問題行動が生じた場合、自分一人で対処しようとせずに、係や学年職員、校長、教頭に相談し、一刻も早く対応し、よりよい人間関係づくり、心情の育成を目指す。

キ 人権教育係・人権・ボランティア委員会と協力して、2ヶ月に1回学校生活アンケートを実施し、生徒の状況を探り、対応する。学年会で検討し、その後の指導に生かすとともに全職員に周知する。

(参観日の学年懇談や学年通信でも扱いを工夫する)

※ アンケートの実施後は、アンケート用紙を生徒指導主事に提出→5年間保存

- ク 望ましい人間関係づくりを進めるために、心を育てる活動（福祉的、奉仕的）を学級活動、学年活動に据えていく。
- ケ 全教育活動がカウンセリングの場である。揺れ動く心を感じる感性、問題行動を見抜く力、支援・援助のあり方を日々研修していくように努めたい。 <発見者（把握者）>
- コ 「『聞き取りシート』の活用にあたって」を活用し、どの職員も的確で正確な聞き取りが行えるよう研修を行う。

3. いじめが起こった場合の対応

●発見者（把握者）は、校長（教頭・生徒指導主事）へ報告する。保護者等外部からの報告も全て報告する。

<生徒指導主事>

●生徒指導主事は報告を受けた事実について、関係担任と相談して、事実の状況、内容について把握する。

●生徒指導主事は校長（教頭）に報告する。

<校長>

●校長は生徒指導主事より実態の報告を受け、対応について指示する。また、いじめ対策委員会を招集する。

●校長は、教育委員会へ報告する。外部機関、報道等の対応は校長が行う。

<教頭・生徒指導主事>

●一連のいじめ事案について記録をとる。被害者生徒・保護者に事案の概要を説明できるようにする。

●定期的に行っていりいじめ等の実態調査の記述を確認する。

<いじめ対策委員会>

●具体的な生徒や保護者への対応、教担者会、いじめ対策委員会、学年会等で協力して事実関係の聞き取りを行う。

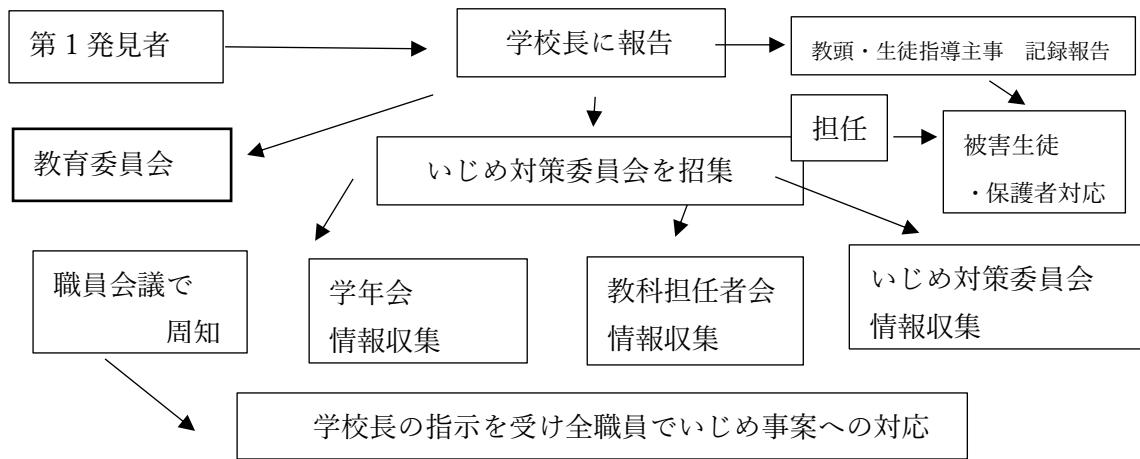
<全職員>

●臨時の職員会議、内容を正確に把握し全職員が共通理解できるようにする。

●見守り、聞き取り等現時点で対応できる事の確認を行う。（統一の聞き取りシート）

<関係指導者（担任）>

●被害生徒・保護者への対応を中心にあたる。（クラスへの対応が必要な場合は学年職員中心に行う）



4. ネットいじめへの対応

【ネット上のいじめへの対応手順】フロー

《「ネット上のいじめ」の発見／生徒、保護者等からの相談》
学校では生徒の様子の変化を観察し、いじめの兆候を見逃さないように心がけるとともに、生徒や家庭からの相談がしやすいように相談窓口を周知しておく。

《対応チームの編成》

校長を中心とする対応チームを編成し、指導方針や役割分担を確認する。

《事実確認と実態把握》

- 被害生徒とその保護者の了解のもと、以下の確認をする。
① 証拠の保全、② 発見までの経緯、③ 投稿者的心当たり、④ 他の生徒の認知状況
- ◇書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。掲示板等の中には、パソコンから見ることができないものも多いため、携帯電話から掲示板等にアクセスする必要がある。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

《対応協議》

- 被害生徒と保護者的心情に配慮した対応が基本
- 外部との連携検討（教育委員会・警察・SC等）

《教育委員会への報告》 《外部機関との連携》

被害生徒、保護者への対応 きめ細かなケア、守り通す

加害生徒の 特 定

《削除以来の必要性の検討》 ○依頼は被害生徒がするのが原則 ※学校や教委からもできる場合あり

- 加害生徒、保護者への対応
○投稿を削除させる
○人権と犯罪の両面からの指導

削除の確認

《継続的支援》 ○心のケアと関係修復

《全校生徒への対応》 ○全校集会・学年集会・学級指導 ○再発防止の観点重視

《削除依頼と削除の確認》

(1)掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページから連絡方法（メール）の確認。

「利用規約」等に書かれている削除依頼方法を確認、削除依頼。

(2)掲示板のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼。

(3)警察や法務局・地方法務局に相談する

削除されない場合はメール内容などを確認するとともに、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

《相談窓口》

- 長野県警生活安全部生活環境課
サイバー犯罪対策室 026-233-0110
- 違法・有害情報相談センター
<http://www.ihaho.jp/>
- 地方法務局「子どもの人権」110番
0120-007-110
- 長野県教委心の支援課
026-235-7450
- 茅野市教育委員会 学校教育課
「こども・家庭支援拠点(育ちあいの)」
0266-27-2101

5. 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

《重大事態とは》

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。
例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
- ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

ア 報告

重大事態が発生した場合は速やかに茅野市教育委員会に報告する。

イ 初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・ 事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・ 速やかに「学校におけるいじめの防止対策委員会」を立ち上げる。
- ・ 関係生徒、保護者へ迅速に連絡する。
- ・ 関係機関(消防・警察・教育委員会等)への緊急連絡と支援の要請を行う。

ウ 事実関係を明確にするための調査を行う

茅野市教育委員会の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

〈調査委員会の設置〉

当該重大事態に応じて、学校は茅野市教育委員会の判断の下、調査委員会を設置する。

〈組織の構成〉

「学校におけるいじめの防止等の対策委員会」の構成員

(校長、副校長、学級担任、養護教諭、生徒指導担当、関係教職員等)

必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)、その他の関係者(スクールサポーター、保健師、学校評議員、民生委員、弁護士、医師等)を拡充する。

エ 調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であ

ったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。また、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取組む。

〈いじめられた生徒からの聞き取り〉

- ・ いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聞き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
- ・ いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

オ 自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)(文科省)、「生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」(県教育委員会)を参考として実施する。

カ 調査結果の提供及び報告

〈いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供〉

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・ いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・ 他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・ 質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

〈調査結果の報告〉

調査結果については、茅野市教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

キ その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。